常陸大宮市入札心得

常陸大宮市の契約に係る競争入札における入札(電子入札システムによる入札を除く。)その他の 取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

1 入札等

- (1)入札参加者は、設計図書、仕様書及び契約約款並びに入札公告書(入札通知書)(以下「設計図書等」という。)を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において設計図書等に疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。
- (2)入札参加者は、必要な事項を記載した入札書に記名押印し、指示された日時場所へ、出席して提出することを原則とする。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、当該入札時にその旨を証する委任状(様式第1号)を持参させなければならない。この場合の入札書は、委任者と代理人の氏名を併記し、委任者及び代理人が押印して入札するものとする。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) 一度提出した入札書は開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しすることはできない。
- (6) 予定価格が事前に公表されている入札については、積算内訳書を入札書と併せて提出しなければならない。積算内訳書の様式は任意とするが記名押印し、宛名、日付、数量、単価、金額等を明らかにしたものでなければならない。
- (7)提出書類の日付は入札日を記載するものとする。ただし、入札辞退届については、作成した日付 を記載するものとする。

2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、次により申し出ること。
 - ア 入札執行前にあっては,入札辞退届(様式第2号)を財政課に直接持参し,又は郵送(入札 の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、辞退する旨を明記した入札書を直接提出する。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

3 公正な入札の確保

- (1)入札参加者は、公正な入札を確保するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2)入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3)入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札の中止等

- (1)入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。又、入札の執行直前にくじを引かせて、入札に参加する者の数を減少して執行する場合がある。
- (2) 入札の執行前又は入札執行中において入札参加者が2人に満たないときは、入札を中止する。 ただし、一般競争入札において入札公告書に明記のないものについては、この限りでない。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合。
- (2) 指定の日時までに到達しない場合。
- (3)入札保証金を納入することとなっている入札について、指定の日時までに所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納めない場合。
- (4) 入札書に記載されている金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合。
- (5) 入札書を2通以上提出した場合。
- (6) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合。
- (7) 代理人が委任状を持参しない場合。
- (8) 予定価格が事前に公表されている入札において、積算内訳書を提出しないで入札をした場合。
- (9) 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札をした場合。
- (10) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を超える金額で入札した場合。
- (11) その他入札に関する条件に違反した場合。

6 再度入札

- (1) 開札の結果,落札者がないときは,直ちに再度入札を行う。ただし,予定価格を事前に公表しているものについては,入札を中止し,不調とする。
- (2) 再度入札は1回までとする。再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。

7 落札者の決定

- (1)原則として、有効な入札を行った者のうち予定価格の範囲内で最低(最高)の価格で入札した者を落札者とする。ただし、常陸大宮市建設工事低入札価格調査制度実施要綱に基づき、調査基準価格を設定した入札において、その調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札を保留したうえで、落札候補者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、さらにその調査結果を低入札価格調査委員会で審査後、市長が履行されると認めた場合に限り、当該落札候補者を落札者として決定する。なお、数値的判断による基準を満たしていない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、調査事項に関する事情聴取等を行うことなく失格とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落 札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代 えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札者決定後, 契約締結までの間に入札に係る疑惑の通報等があった場合は, 契約の締結を保留 することがある。

8 契約保証金

契約の内容が、契約金額500万円以上(建築一式工事の場合は1,000万円以上)の工事請負契約の場合は、契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付等については別に定めるところによる。

9 契約書の作成

- (1) 落札者は、指示された契約書により契約書を作成し、関係書類を添えて落札をした日から5日以内に提出しなければならない。
- (2) 契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む 仮契約となる。

10 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、設計図書等及びその他関係法令等についての不明を理由と して異議を申し立てることはできない。

11 補則

この心得と入札公告書(入札通知書)による入札条件に相違があるときは,入札公告書(入札通知書)を優先するものとする。